

国家戦略特区における獣医学部新設に関連して
愛媛県の担当職員が備忘録として作成したとされる
文書の存否に関する確認について

1. 経緯及び趣旨

- 平成30年4月9日以降、国家戦略特区における獣医学部新設に関連して、愛媛県の担当職員が備忘録として作成したとされる文書の存在が報道された。
- 同月10日に愛媛県知事が行った記者会見によると、当該文書は県の「担当職員が出席した会議の口頭説明のための備忘録として書いた文書」であり、文書そのものの存在は愛媛県庁内では確認できていないとする一方で、関係機関に当該文書を渡した可能性は否定できない旨のコメントがなされている。
- このような中、事務の官房副長官から事務次官に文書の確認の指示があったことから、文部科学省として、速やかに省内における当該文書の存否を確認することとした。

2. 確認の実施体制

大臣官房総括審議官、大臣官房総務課長、その他関係官で実施。

3. 確認について

(1) 関係者からの聞き取り

①対象者（計51名）

- 平成27年4月から現在までの間に、関係部局に在籍していた又は在籍している以下に掲げる者
 - ・ 高等教育局長、大臣官房審議官（高等教育局担当）、私学部長
 - ・ 高等教育局専門教育課、高等教育企画課、私学行政課及び大臣官房総務課行政改革推進室における各担当の課長、室長、企画官、課長補佐、専門官、係長

②聞き取り事項

- 愛媛県の担当職員が備忘録として作成したとされる文書を見たことがあるか、又は共有したことがあるか。ある場合は、当該文書を個人のファイル又は電子フォルダで保存しているか。また、当該文書をメールで共有したり、共有されたりしたことはあるか。

③確認方法

- 対象者51名から上記②の事項について聞き取りを行い確認。

(2) 文書の存否に関する確認

①確認の範囲

- 高等教育局専門教育課、高等教育企画課、私学行政課及び大臣官房総務課行政改革推進室の共有ファイル及び共有フォルダ

②確認事項

- 新聞等で報道された愛媛県の担当職員が備忘録として作成したとされる文書の存否。

③確認方法

- 上記②の文書について、各課室が行政文書として保有している共有ファイル及び共有フォルダを確認。
(紙ファイルについては、明らかに関連性がないと考えられるものを除き、全てのファイルの内容を目視で確認。電子データについては、「柳瀬首相秘書官」「首相案件」「地域政策課」といった関連する字句で検索をかけるとともに、明らかに関連性のないと考えられるフォルダを除き、スキャンした画像データも目視で確認。)

4. 確認の結果について

(1) 関係者からの聞き取り

- 該当の文書について「見たことがある」又は「共有したことがある」と答えた職員はおらず、該当の文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書の存否に関する確認

- 該当の文書について、共有ファイル及び共有フォルダのいずれにおいても存在が確認できなかった。